

# 第5章

## 通級による指導に関する Q & A

この章では、通級による指導を行う上で、担当教員や関係者が感じている疑問や悩みをまとめ、解説しています。

解説については答えだけでなく、考え方も示してありますので、指導・支援を行う上での参考にしてください。

## 第5章 通級による指導に関するQ & A

### Q 1

特別支援学級に在籍している児童生徒は通級による指導の対象となりますか？

A 通級による指導は、あくまで通常の学級に在籍し一部特別な指導を必要とする児童生徒を対象として、障がいの状態に応じ、週に数回程度特別の指導を実施するものであり、特別支援学級に在籍する児童生徒はこの制度が予定する対象の児童生徒ではないため、在籍する特別支援学級において適切な指導が行われることが制度上予定されています。

### Q 2

知的障がいのある児童生徒が通級による指導の対象となっていないのはなぜですか？

A 知的障がいについては、障がいの特性や発達状態に応じた特別の教育課程や指導法により比較的多くの時間、特別支援学級において指導することが効果的であり、ほとんどの時間、通常の学級で通常の授業を受けながら通級するという教育形態は効果的ではなく、原則として、知的障害特別支援学級ないしは併せ有する他の障がいの特別支援学級において指導することが適切です。

なお、知的障がい以外の障がいを併せ有する場合には、例外的なケースとして、知的障害特別支援学級から「通級指導教室」に通って指導を受け、当該指導も特別支援学級における特別の教育課程として位置付けることも考えられます。

例えば、知的障害特別支援学級に在籍している児童生徒が、言語障害を伴っている場合が考えられますが、一般的に、知的障がいのある児童の言語発達の遅れは、知的発達の遅れによると認められることから、それを熟知した専門性のある教員の配置された知的障害特別支援学級で指導することが望ましいと言えます。

しかしながら、その児童の障がいの状態等に応じていわゆる取り出しの指導を受けることがより効果的である場合、特別支援学級における特別な教育課程に位置付けて、「通級指導教室」に通って指導を受けることも考えられるのです。

### Q 3

## 通級指導教室を利用するに当たって、 お金の面での補助や支援はありますか？

A 学校教育法施規則第 140 条の規定に基づき、特別の指導の場で通級による指導を受ける児童生徒の通学費については、その通学に係る特別に要する交通費（他の学校の「通級指導教室」に通学するために必要な交通費）を就学奨励費の補助対象としています（「特別支援教育就学奨励費負担金等及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱」別記 3（2）注 1 及び「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱」別記 2（注）参照）。

また、災害共済給付の対象となる範囲については、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令に定めがあり、学校の管理下で発生した災害については給付がなされます（同施行令第 5 条）。他校において受ける通級による指導は、当該児童生徒が在籍する学校の正規の教育課程に位置付けられますので、他校において受ける通級による指導及びその途上は、学校の管理下として独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第 5 条 2 項に該当します。

### Q 4

## ことばの教室とLD等通級指導教室を 同時に利用することはできますか？

A 通級による指導を受ける児童生徒は、障がいに応じた特別の指導を、小中学校の通常の教育課程に加え、または、その一部に替えて受けることとなります。したがって、通級による指導は、通常の授業時間中にその授業に替えて行われたり、放課後に実施されたりします。

例えば、言語障がいと学習障がいを併せ有する児童生徒で、それぞれの障がいに応じた通級による指導を受けることが望ましい場合も考えられますが、以下の点を十分に考慮する必要があります。

- 通級による指導の時間数
- 他校通級の場合は通学に係る本人・保護者の負担
- 指導内容の量、順序性

このように通級による指導を受ける児童の負担が過重とならないようにするためには、ことばの教室とLD等通級指導教室を同時に利用するよりも、指導内容の順序性を踏まえ、まずはどちらかの通級指導教室において通級による指導を受けることが望ましいと考えられます。（p. 86 事例 4 参照）

## Q 5

### 特別支援学級の教室を使って、通級による指導を行うことはできますか？

A 通級による指導とは、通常の学級に在籍する障がいの程度の軽い児童生徒が、教科学習等はその学級で受けながら、その障がいに応じた特別の指導を受けるといふ教育の形態ですが、その1つとして特別支援学級を利用することも考えられます。

なお、特別支援学級における通級による指導は、交流及び共同学習等で特別支援学級での授業が行われていない時間や放課後に行われることが多いと考えられます。

## Q 6

### 通級による指導の終了は誰がどのように判断しますか？

A 校内教育支援委員会が中心となって、「学びの場」や教育課程の変更について判断します。その際、市町村教育委員会の専門家チーム等による継続された支援会議や教育相談での内容（本人の発達の種類や適応の状況、校内の体制整備の状況等）を参考にします。

そして、校内教育支援委員会の判断を基に、学校長が「学びの場」や教育課程の変更を決定し、市町村教育委員会に報告します。

また、小学校及び中学校の学習指導要領においては、「特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと」と示されています。

通級による指導の成果を十分に生かしていくためには、児童生徒が、大半の時間、指導を受けている通常の学級においても、学級担任が児童生徒の障がいの状態等について正しい理解と認識をもちながら、指導上配慮していく必要があります。そのためには、通級担当が、学級担任に対してそのための情報提供や助言を行ったり、また、個々の児童生徒の実態に応じた指導を行うため、通級担当が中心となって、関係者の協力を得て支援会議などを開催したりすることが必要になります。また、他校通級の場合には、通級担当が、定期的に在籍校を訪問することも必要になります。

通級による指導の終了については、このようなプロセスを経て、校内教育支援委員会で、通級による指導の場面の他、通常の学級の中で児童生徒が力を発揮しているかを確認し合うとともに、保護者とも児童生徒の育ちを確認した上で、学校長が通級による指導の終了を決定し、市町村教育委員会に報告することが望まれます。（p. 96 事例 9 参照）